

本集所収の本文は、文部大臣官房図書課『仮名遣諮問ニ対スル答申書』（明治三十八年十二月）によつた。

五 明治四十一年五月 仮名遣ノ件（臨時仮名遣調査委員
文部大臣 査委員会への諮問）

この「仮名遣ノ件」は、文部省が明治四十一年五月二十九日に臨時仮名遣調査委員会に諮問したもので、「第一章字音仮名遣ニ関スル事項」、「第二章国語仮名遣ニ関スル事項」と「理由書」から成っている。

明治三十八年十一月に答申された国語調査委員会の仮名遣い案は、翌三十九年十二月の高等教育会議で可決されたが、貴族院の一部などに反対意見があったため、政府はそれを実施に移すに先立って更に研究することとし、そのために明治四十一年五月二十三日臨時仮名遣調査委員会を設置した。文部省がこの委員会に諮問した「仮名遣ノ件」は、文部大臣官房図書課で文部書記官渡部董之介などが起案したものである。その特色は次のとおりである。

① 「本案ノ仮名遣ハ文部省ニ於ケル教科書検定及ヒ編纂ノ場合ニ之ヲ許容スルモノ」とした。この許容案的取扱いは、先の、「文法上許容スヘキ事項」（明治三十八年）の例にならつたもので、仮名遣いの取扱いとしては最初の試みである。

② 発表の形式は勅令による見込みである。

③ 中等教育にも実施する。

④ 文語、口語ともに適用する。

更に字音については、

⑤ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。

⑥ 「くゑ、ぐゑ」は「け、げ」とする。

⑦ 長音については、ウ列長音はウ列の仮名に「う」を付け（例「優^{ゆう}」）、オ列長音はオ列の仮名に「う」を付け（例「入^{にち}」）、ウ列拗音の長音はイ列の仮名に「う」を付け（例「入^{にち}」）、オ列拗音の長音はイ列の仮名に「よう」を付けて（例「京^{きやう}」）表す。また、国語については、

⑧ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。ただし、用言の活用語尾中の「ゐ、ゑ」は元のままとし（例「率^{ひら}める」）、「ゑふ」（「酔」の「ゑ」は「よ」とする）。

⑨ ワ、イ、ウ、エ、オと発音する「は、ひ、ふ、へ、ほ」は「わ、い、う、え、お」とする。ただし、用言の活用語尾中の「は、ひ、ふ、へ」（例「洗^{せん}ふ」）、助詞の「は、へ、さへ」及び副詞の「なほ」は元のままとする。

⑩ オと発音する「ふ」は「お」とする。

⑪ 長音については、ア列の仮名に「ふ」「う」が付く場合とオ列の仮名に「ほ」が付く場合はオ列の仮名に「う」を付けて書き表し（例「扇^{あふぎ}」↓「扇^{あふぎ}」、「峠^{たけ}」↓「峠^{たけ}」、「通^{とほ}る」↓「通^{とほ}る」）、それ以

外は元のままとする。ただし、活用部分以外のハ、ワ行の仮名遣いは⑧⑨に従う。(例「今日」)

この案は、大体、国語調査委員会の答申案を基礎にしているが、答申より国語仮名遣いの改定の範囲を縮小したものであるといえる。

諮問を受けた臨時仮名遣調査委員会は、明治四十一年六月五日から七月三日までに、五回の委員会を開いたが、その間に意見を述べた委員のうち、大槻文彦、芳賀矢一、矢野文雄、伊知地彦次郎は、大体、仮名遣い改定に賛成し、森林太郎、伊沢修二、藤岡好古、曾我裕準は反対であった。しかし、明治四十一年七月西園寺内閣(文部大臣牧野伸顯)が総辞職し、桂内閣(文部大臣小松原英太郎)にかわった後、同会は一度も開会されずに、同年十二月、調査未了のまま廃止された。一方、同年九月七日に、文部省は訓令第十号を出して、「小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体、字音仮名遣並ニ漢字ニ関スル規定を削除」した。(本項の「付」を参照)

なお、文部省は、翌四十二年一月、『臨時仮名遣調査委員會議事速記録』を刊行して、同会における議事の詳細を明らかにした。

本集所収の本文は、右の文部大臣官房図書課『臨時仮名遣調査委員會議事速記録』によった。次の「参考一」「参考二」も同様である。

〔参考一〕 明治四十一年五月二十九日臨時仮名

遣調査委員会委員長及委員文部大臣
官邸ニ参集ノ際ニ於ケル牧野文部大
臣ノ演説筆記

これは、明治四十一年五月二十九日の臨時仮名遣調査委員会で、同年五月文部省の諮問した「仮名遣ノ件」の趣旨について、文部大臣牧野伸顯が行った説明である。

〔参考二〕 臨時仮名遣調査委員会における文部
書記官の説明

これは、明治四十一年六月五日に開かれた第一回臨時仮名遣調査委員会で、同年五月文部省の諮問した「仮名遣ノ件」の趣旨について、文部書記官兼臨時仮名遣調査委員会主事渡部董之介が行った説明である。

今回の諮問案が、明治二十六年の「問目一則」、同三十三年の小学校令施行規則の「字音仮名遣」、同三十八年の「国語仮名遣改定案」などと同じく、普通教育のために仮名遣いをできるだけ簡便なものにしたいという精神からまとめられたものであること、ただし、改定の範囲を従来の諸案より縮小し

て、できるだけ漢字仮名交じり文の場合に漢字で隠れる部分の仮名遣いに限ろうとしたものであること、更に、全体を許容案の扱いとし、新旧の両仮名遣いを並立させて国民に選択を任せようとしたものであることなどが述べられている。

なお、次期国定教科書は新仮名遣いによる予定である旨の付言がある。

〔付〕 明治四十一年九月 小学校令施行規則中教
文部省訓令第十号

授用仮名及び字体、字音仮名遣い並びに
漢字に関する規定削除の趣旨

この文部省訓令第十号は、明治四十一年九月七日、文部大臣小松原英太郎が、明治三十三年八月二十一日付けの文部省令第十四号小学校令施行規則から「小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体、字音仮名遣並ニ漢字ニ関スル規定ヲ削除」したものである。

これによって、明治三十四年以来小学校教育で実施されてきた表音的字母仮名遣いは廃止されることになった。なお、文部省は、教育の場における混乱を避けるために、同じ訓令第十号の中で、それまでの表音的字母仮名遣いを許容するなど教育上の配慮が必要であることを述べるとともに、同月十

二日、「小学校令施行規則中教授用仮名及字体、仮名遣等ニ関スル規定削除ニ付教授上ノ注意事項」を、各県と各高等師範学校に対して通達した。

この結果、仮名遣い問題の解決は将来に持ち越されることになり、明治四十三年度から使用された第二期国定教科書の「尋常小学校読本」では、字音、国語とも歴史的仮名遣いが用いられた。

本集所収の本文は、明治四十一年九月七日の「官報」によつた。

六 大正十三年十二月 臨時国語調査会
仮名遣改定案

この「仮名遣改定案」は、臨時国語調査会が、大正十三年十二月二十四日の第四回総会で全員一致で可決した表音的仮名遣いである。

前項で見ると、明治四十一年の文部省訓令第十号で小学校教育に用いる仮名遣いなどが元にもどり、臨時仮名遣調査委員会も明治四十一年に廃止された。一方、国語調査委員会も、大正二年、行政整理のため廃止されたが、これらは問題の解決を将来に延ばしたもので、仮名遣いなどの問題がこれで打切りになったわけではなかった。その後、文部大臣の諮問機関である教育調査会及び貴族院・衆議院からの建議に

基づいて、大正五年に文部省内に国語調査室が置かれ、更に大正十年に国語審議会の前身ともいえる臨時国語調査会が設置された。この臨時国語調査会が、「仮名遣改定主査委員会」を設けて立案し、大正十三年十二月の総会で可決したものが「仮名遣改定案」である。

なお、これには、大正十五年五月十二日に発表された「補則」〔外国語の写し方〕があり、更に、「仮名遣改定案」発表後の世の批評にこたえて昭和六年五月に出された「仮名遣改定案に関する修正」がある。（本項の「付一」「付二」を参照）

「仮名遣改定案」（大正十三年案）は、「趣旨」「凡例」「国語仮名遣改定案」（通則十か条、本文二十三項目、新旧仮名遣対照表）及び「字音仮名遣改定案」（通則七か条、本文二十七項目、新旧仮名遣対照表）からなっている。

その特色は次のとおりである。

- ① 大体東京語の発音を基としたが、地方のものも考慮して整理した。
- ② 字音、国語ともに表音的にした。
- ③ 主として現代文（口語・文語とも）に適用する。
- ④ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。ただし、助詞の「を」を除く。
- ⑤ ワ、イ、ウ、エ、オと発音する「は、ひ、ふ、へ、ほ」は「わ、い、う、え、お」とする。ただし、助詞の「は、へ」を

除く。（助詞の「さへ」は「さえ」とする。）

- ⑥ オと発音する「ふ」は「お」とする。（例「あお仰ぐ」）
 - ⑦ 「くわ、ぐわ」と「ぢ、づ」はすべて「か、が」「じ、ず」とする。
 - ⑧ 拗音を書き表すには「や、ゆ、よ」を、促音を書き表すには「っ」を、それぞれ右側下に細書する。ただし、特別の場合に限り細書しなくてもよい。
 - ⑨ ア列、イ列、ウ列、エ列、オ列などの長音は、それぞれの列の仮名に「あ、い、う、い、う」を付けて書き表す。ア列拗音、ウ列拗音、オ列拗音などの長音は、それぞれの仮名に「あ、う、う」を付けて書き表す。ただし、外来語には「ー」を付けて書き表す。
 - ⑩ 固有名詞やその他特殊の事情のあるものは、しばらく従来のとおりとする。ただし、なるべくこの案の仮名遣いによる。
 - ⑪ 外来語の表記は別に定める。
 - ⑫ 用例のまれなものは改定案から除いたが、「新旧仮名遣対照表」によって類推するものとする。
- 文部省は、この「仮名遣改定案」を昭和八年度から使用の新教科書に採用する方針であったが、世論の反対等もあって、結局採用されないまま終わった。
- なお一方で、朝鮮その他の外地の初等教育における日本

語教育で、歴史的仮名遣いを教える一つの段階として、大體、表音的仮名遣いが採用され、また、陸軍省が、日華事變の経験から、兵器の名称や用字用語の簡易化のために、昭和十六年三月「兵器名称及用語ノ簡易化ニ関スル規定中改正ノ件陸軍一般へ通牒」(「兵器ニ関スル仮名遣要領」)を發して、兵器の仮名遣いを字音、国語ともに臨時国語調査会の「仮名遣改定案」によることとしたなどがあった。

本集所収の本文は、臨時国語調査会『仮名遣改定案』(大正十三年十二月)によつた。

〔参考〕 仮名遣改定案について

これは、「仮名遣改定案」を「官報」に発表するに当たつて、臨時国語調査会委員安藤正次が加えた説明である。本文は、大正十四年一月二十八日、同二月十八日、同二月二十五日、同三月四日の「官報」附録に分けて掲載された。

本集所収の本文は、右の「官報」附録によつた。ただし、説明文中に分けて発表されている「仮名遣改定案」の本文は、本集別項との重複を避けて、すべて省略した。

なお、大正十三年十二月に臨時国語調査会から出された冊子『仮名遣改定案』の本文と「官報」のものとはほとんど同じであるが、「官報」のものには、国語、字音「新旧仮名遣対照表」

がともになく、また「字音仮名遣改定案」の部分の字例に片仮名の振り仮名が付けられていない。

〔付一〕

大正十五年五月
臨時国語調査会
改定案補則)

外国語の写し方(仮名遣

この案は、臨時国語調査会が、日常一般に用いられている日本語化した外国語の写し方をまとめ、「仮名遣改定案補則」として、大正十五年五月十二日の「官報」附録に発表したものである。

これは、例えば従来「キ」「ウキ」「ウイ」で書き表されているものを「ウイ」と書き、従来「ジ」「ヂ」で書き表されているものを「ジ」と書くこととしたことなど五項から成っている。

なお、外来語の書き表し方については、昭和二十九年三月に国語審議会が報告した「外来語の表記」がある。

本集所収の本文は、大正十五年五月十二日の「官報」附録によつた。

〔付二〕

昭和六年五月
臨時国語調査会
修正

仮名遣改定案に関する

この修正案は、臨時国語調査会が、大正十三年十二月に

「仮名遣改定案」を発表して世の批評を求めた結果、「ぢ」「づ」の仮名の扱いに除外例を設ける必要を認めて、昭和六年五月に発表したものである。

この結果、この「改定案」では、国語の二語連合、同音連呼で濁る「ぢ」「づ」(例「鼻血」はなぢ「月月」つきつき「縮む」ちぢむ)、字音の連濁で濁る「ぢ」「づ」(例「連中」れんちゆう「融通」ゆうつう)、更に呉音で濁る「ぢ」(例「地震」ちしん)を元のまま「ぢ」「づ」で書き表すことに改められた。

本集所収の本文は、昭和六年六月三日の「官報」附録によつた。

七 昭和十七年七月 国語審議会 新字音仮名遣表

この「新字音仮名遣表」は、国語審議会が、昭和十七年七月十七日文部大臣に答申した表音的な字音仮名遣いである。

臨時国語調査会に代わって、昭和九年に文部大臣の諮問機関である国語審議会が設置されたが、同審議会は、昭和十四年三月十四日の第四回総会で、昭和十年の文部大臣の諮問事項「仮名遣ノ改定ニ関スル件」の審議を進めることにし、増田義一を委員長とする主査委員会を発足させた。主査委員会は、十回の会議を重ねて「字音仮名遣整理案」を作成し、昭和十七年六月十七日の第六回総会に中間報告した。そこで同審議会は、「字音仮名遣整理案」に対する学校、新聞社、学会な

どの意見を聞いたのち、同年七月十七日の第七回総会で、「新字音仮名遣表」として全員一致で可決した。

「新字音仮名遣表」は、「趣旨」「備考」「新旧字音仮名遣対照表」と「本文」(二十六か条)からなっている。

その特色は次のとおりである。

① 字音の仮名遣いを現代語音によって整理したものである。
② 字音を書き表すすべての場合に用いることを原則とするが、原文の仮名遣いによる必要のあるものや変更し難いものは除外する。

③ 各官庁や一般社会で使用される字音仮名遣いの基準を示したものである。

④ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。

⑤ 「くわ、ぐわ」は「か、が」とする。

⑥ 「ぢ、づ」は「じ、ず」とする。ただし、連濁で濁る「智」(例「入智慧」いれちえ)「茶」(例「茶飲茶碗」ちやのみちやわん)「中」(例「連中」れんちゆう)「通」(例「融通」ゆうつう)、及び呉音で濁る「地」(例「地震」ちしん)「治」(例「療治」りょうち)などの仮名遣いは元のままとする。

⑦ 拗音は「や、ゆ、よ」で、促音は「つ」で書き表すが、必要のある場合に限り細書する。

⑧ 長音は「ー」でなく「う」を付けて書き表す。(例「様」さま「入」いれ)「京」きやう。なお「いふ」は「ゆ」の長音として「ゆう」とする。(

答申を受けた文部省は、「国語国字ノ整理統一ニ関スル閣議申合事項」(昭和十六年二月二十五日)に基づいてこれを閣議にはかるために、各省庁に意見を聞くなどしたが、結局、この案も実施されるに至らなかった。

本集所収の本文は、国語審議会『新字音仮名遣表』(昭和十七年七月)によった。

八 昭和二十一年十一月
内閣訓令第八号・内閣告示第三十三号 現代かな

づかい

この「現代かなづかい」は、昭和二十一年十一月十六日、政府が内閣訓令第八号及び内閣告示第三十三号で公示したものである。

戦後、国語審議会は、まず漢字整理に取り組むこととなったが、それに伴って仮名遣いの改定を急ぐ必要があることを認め、安藤正次を委員長とする仮名遣いに関する主査委員会を設けた。主査委員会は、昭和二十一年六月十一日から同年九月十一日までに十二回の委員会を開き、それまでに発表された仮名遣い諸案を参考にして「現代かなづかい(案)」を作成し、同年九月二十一日の同会第十一回総会に報告した。同会は、これを賛成五十三名、反対五名で可決し、文部大臣に答申することとした。

答申を受けた文部大臣は、昭和十六年の閣議申合せに従って、各省庁の意見を聞いた上、この案を昭和二十一年十一月十二日の閣議にはかった。政府は、これを採択し、答申の内容に実質的な変更を加えることなく、「当用漢字表」と同日付けて、昭和二十一年十一月十六日に、内閣訓令第八号及び内閣告示第三十三号で公示した。

内閣訓令第八号は、「現代かなづかい」を告示した趣旨を述べ、各官庁での使用と各方面に使用を勧めることを希望したものである。

内閣告示第三十三号は、「現代国語の口語文を書きあらわすかなづかいを、次のように定める」として、「現代かなづかい」の本文を示したものである。

「現代かなづかい」は、まえがき(三項目)、新旧仮名遣対照表(一〜四)、細則(三十三か条)、備考(十か条)から構成されている。

その特色は次のとおりである。

- ① 大体現代語音に基づいて現代語を仮名で書き表す場合の準則を示したものである。
- ② 主として現代文のうち口語体のものに適用する。
- ③ 原文の仮名遣いによる必要のあるもの、又はこれを変更しがたいものは除く。
- ④ 従来の諸案と違って、字音仮名遣いと国語仮名遣いをま

とめて整理したものである。

⑤ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。ただし、助詞の「を」を除く。

⑥ ワ、イ、ウ、エ、オと発音する「は、ひ、ふ、へ、ほ」は「わ、い、う、え、お」とする。ただし、助詞の「は、へ」は「は、へ」を本則とする。

⑦ オと発音する「ふ」は「お」とする。(例「あぶく」)

⑧ 「くわ、ぐわ」と「か、が」及び「ぢ、づ」と「じ、ず」の区別を廃し、「か、が」「じ、ず」に統一する。ただし、これらを言い分けている地方に限りこれを書き分けてもよい。また、「二語の連合」「同音の連呼」で濁る「ぢ、づ」は元のままとする。

⑨ 拗音を書き表すには「や、ゆ、よ」を、促音を書き表すには「っ」を、それぞれ用い、なるべく右側下に細書する。

⑩ ア列、イ列、ウ列、エ列などの長音は、それぞれの列の仮名に「あ、い、う、え」を付けて書き表す。オ列長音は、オ列の仮名に「う」を付けて書き表すことを本則とする。ア列拗音、ウ列拗音などの長音は、それぞれの仮名に「あ、う」を付けて書き表す。オ列拗音の長音は、オ列拗音の仮名に「う」を付けて書き表すことを本則とする。(ただし、「言ふ」は、活用の際語幹が変わることのないよう、「ゆ」の長音とせず、「いう」とする。また、「十」お「大きい」などは、オ列長音とせず、

ず、⑤⑥により、「とお」「おおきい」などとする。)

「現代かなづかい」の内容には、当初から、「二語の連合」及び「同音の連呼」で濁る「ぢ」「づ」の書き方、助詞の「は」「へ」「を」の書き方、オ列長音をめぐる「おう」「おお」の書き方、「言う」の書き方など、適用上問題となる点があるとの意見があったが、この問題を解決するために、国語審議会は、昭和三十一年七月「正書法について」を文部大臣あてに報告している。(本項の「付」を参照)

なお、国語審議会答申の「現代かなづかい」と内閣告示のものとは、内容は同じであるが、その構成にやや違いがある。すなわち、「答申」でまえがきの次にある「表記に関する通則」(第一～第十)と最後にある「新旧かなづかい対照表」(一～四)を、「告示」では形式を多少変えるとともに、相互の位置を入れ替えている。また、「答申」では細則の次に「注意」として「ク、グ」「ヂ、ヅ」に関する一項目だけを掲げているが、「告示」では「二、語例の下に示した漢字中、当用漢字表外のものには×印をつけた。また漢字の右側につけた片かなは旧かなづかいを示す。」を加え、実際に語例中の表外字に「答申」にはなかった×印を付けている。なお、漢字の右側の片仮名は「答申」でも既に付けられていたものである。

本集所収の本文は、昭和二十一年十一月十六日の「官報」号外によった。

〔参考一〕 「現代かなづかい」に関する主査委員

長報告

これは、国語審議会仮名遣いに関する主査委員長安藤正次が、昭和二十一年九月二十一日の国語審議会第十一回総会で、主査委員会の経過と審議の結果の報告である。

この報告は次の五項からなっている。①主査委員会の組織 ②仮名遣いに対する委員会の考え方、態度、処理の方針 ③「現代かなづかい」の表記の通則 ④「現代かなづかい」の細目 ⑤文部省に対する要望

本書所収の本文は、前記国語審議会第十一回総会で配布された謄写刷りのものによった。

〔参考二〕

昭和二十三年三月
文部省

現代かなづかいの

要領

これは、「現代かなづかい」普及用の資料として、文部省が、告示の内容を簡単なものに編み直して、昭和二十三年三月に発表したものである。

本集所収の本文は、文部省『^{五十}音順当用漢字音訓表』(昭和二十

三年三月)に付録として載せられたものによった。

〔付〕 昭和三十一年七月
国語審議会報告

正書法について

これは、国語審議会が昭和三十一年七月五日の第三十二回総会で可決し、文部大臣に提出した報告で、「現代かなづかい」公示後「現代かなづかい」を適用する上で問題となった諸点について、どのような考え方をしたらよいかを述べたものである。

「現代かなづかい」は、大体現代語音に基づいて定めたものであるが、例えば、「二語の連合」及び「同音の連呼」で濁る「ぢ」「づ」の書き方、助詞「は」「へ」「を」の書き方、オ列長音をめぐる「おう」「おお」の書き方、「言う」の書き方など、適用上迷いやすい部分を含んでおり、それがしばしば教育上その他で問題となった。国語審議会は、昭和三十一年改めてこれらの点を検討した結果、新たに正書法の立場から語意識を取り入れることによってそれら諸点の妥当性が説明できるといふ結論を得た。この報告は、その時の審議の結果をまとめたものである。

本集所収の本文は、文部省『国語審議会報告』(昭和三十一年一月)所収のものによった。

国語施策沿革資料 1
仮名遣い資料集(諸案集成)

昭和55年3月31日

編集・発行 文化庁
(文化部国語課)

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

印刷者 大蔵省印刷局

郵便番号 107

東京都港区虎ノ門二丁目2番4号

(03) (582) 4411
